

茨城県報

号外第58号

昭和55年3月4日

火曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目次

告示

●道路の区域変更, 供用開始(6件)(道路維持課) 1

告示

茨城県告示第321号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は, 昭和55年3月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和55年3月4日

茨城県知事 竹内藤男

路線名	道路の区域	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
県道 水戸 銚田 那珂 原 湊 線	水戸市柳町1丁目3番13号地先から	旧	メートル 最大 16.00 最小 10.90	メートル 1,091.00	水戸勝田都市計画 画下市土地区画 整理事業に伴う 区域変更
	水戸市浜田町323番1号地先まで	新	最大 28.40 最小 20.00	1,080.00	(一般国道51 号, 124号, 245号と重用)
県道 小泉 水戸 線	東茨城郡常澄村大字小泉一般国道 245号分岐から 水戸市曲尺手町833番2号地先一 般国道51号分岐まで	旧	最大 20.00 最小 4.80	8,109.00	同 上
	東茨城郡常澄村大字小泉一般国道 245号分岐から 水戸市九丁目812番2号一般国道 51号交点まで	新	最大 20.00 最小 4.80	7,888.00	(延長221.0m) 短縮
県道 中石 崎 水戸 線	東茨城郡茨城町大字中石崎県道 長岡大洗線分岐から 水戸市本町2丁目3番2号地先 一般国道51号交点まで	旧	最大 18.00 最小 4.00	10,089.00	同 上
	東茨城郡茨城町大字中石崎県道 長岡大洗線分岐から 水戸市本町2丁目2番26号地先 一般国道51号交点まで	新	最大 18.00 最小 4.00	10,193.90	(延長104.9m) 追加

県道 長岡 水戸線	東茨城郡茨城町大字長岡県道 長岡大洗線分岐から 水戸市本一丁目3番12号地先 一般国道51号交点まで	旧	最大 30.00 最小 6.50	9,117.00	同	上
	東茨城郡茨城町大字長岡県道 長岡大洗線分岐から 水戸市柳町一丁目3番13号地先 一般国道51号交点まで	新	最大 30.00 最小 6.50	9,230.80	(延長113.8m) 追加	

茨城県告示第322号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和55年3月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和55年3月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 中石崎水戸線	水戸市本町一丁目3番12号地先から 水戸市柳町一丁目3番13号地先一般国道51号交点まで	昭和55年3月4日
県道 長岡水戸線	水戸市本町2丁目3番23号地先から 水戸市本町2丁目2番26号地先一般国道51号交点まで	昭和55年3月4日

茨城県告示第323号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和55年3月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和55年3月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦境線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
岩井市大字半谷字五番繩 335の1番地から	旧	メートル 最大 9.40	メートル 604.00	
		最小 5.50	560.00	
		最大 24.00		
		最小 10.40		
岩井市大字半谷字六 603の1番地まで	新	最大 24.00	560.00	
		最小 10.40		

茨城県告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和55年3月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和55年3月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道土浦境線
- 2 供用開始の区間
岩井市大字半谷字五番繩335の1番地から
岩井市大字半谷字六603の1番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和55年3月4日

茨城県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和55年3月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和55年3月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 長岡大洗線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡常澄村大字下入野 字富士山1656-1番地先から	旧	メートル 最大 10.00	メートル 378.00	
		最小 6.00		
東茨城郡常澄村大字下入野 字根からま1227-1番地先まで	新	最大 10.00	378.00	
		最小 6.00		
		最大 33.60	359.00	
		最小 12.60		

茨城県告示第326号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和55年3月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和55年3月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 路 線 名 県道長岡大洗線

2 供用開始の区間

東茨城郡常澄村大字下入野字富士山1656-1番地先から

東茨城郡常澄村大字下入野字根からま1227-1番地先まで

3 供用開始の期日 昭和55年3月4日

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行)(定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ)(金 1,000円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所